

ESTパートナーシップ制度 会員規約

(名称)

第1条 本制度は、ESTパートナーシップ制度（以下「制度」という。）と称する。

(目的)

第2条 ESTの普及をより一層推進するためには、多くの地域で様々な主体による交通環境対策の取組みが望まれることから、主体者間の情報交換・共有化によるレベルアップや連携強化につなげることを制度の目的とする。

(支援)

第3条 制度は、前条の目的を達成するため、会員に対し次の支援を行う。

(1) 会員専用サイトを通じた情報交換・共有化

- ・ 会員が行う主な取組の閲覧
- ・ 掲示板での投稿・閲覧
- ・ 有償研修会開催結果の閲覧
- ・ 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「エコモ財団」という。）関連催事の優待

(2) 会員が行う催事を通じた情報交換・共有化

- ・ EST普及推進委員会名義の使用 及び ESTマークの使用許可
- ・ EST普及推進委員会の活動に参加する有識者等の紹介
- ・ 会員が行う催事の周知に関する協力
- ・ エコモ財団作成資料の提供
- ・ 会員が行う催事の企画に関する相談

(3) その他前条の目的を達成するために必要な支援

(運営)

第4条 制度の運営に係る基本的な事項 及び その他の重要事項は、環境的に持続可能な交通（EST）普及推進委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

2 制度の運営 及び 事務は、委員会の事務局であるエコモ財団が行い、制度の事務局（以下「事務局」という。）とする。

(会員)

第5条 会員は、第2条に定める目的に賛同する地方自治体、事業者、特定非営利活動法人等の団体とし、会員登録を申し出、事務局であるエコモ財団が受付、内容を確認し、適正と判断された場合に登録される。

- 2 登録の単位は団体の部署ごとを基本とし、個人の登録は受け付けない。
- 3 会員は、入会及び会員資格維持要件として、アンケートの回答を必須とし、普段取り組まれている交通環境対策などの情報を事務局に提供する。
- 4 登録の手續に係る事項は、委員会の定めるところによる。

(会員資格の停止)

第6条 本規約に違反した会員や、委員会 若しくは 事務局から不適切と判断された会員に対し、事務局は会員資格を停止することができる。

(会費)

第7条 会員が定期に支払うべき会費は、原則として求めないものとする。

(成果)

第8条 制度を通じて得られた成果（アンケートの結果や掲示板のコメント等）は、原則として会員専用サイトに掲載するものとする。

(成果の取扱)

第9条 会員は、制度を通じて得られた成果を利用し、第三者へ販売を行うことはできない。

(期間)

第10条 制度の運営は、平成25年3月15日から第2条に定める目的を達成するまでの間とする。

(雑則)

第11条 この規約に定める事項のほか、制度の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

付則

この規約は、平成25年3月15日から施行する。